

老発1028第1号
令和3年10月28日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について

標記事業の実施については、令和3年4月8日老発0408第1号本職通知の別紙「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和3年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いします。

(別紙) 令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について
(老発0408 第1号令和3年4月8日厚生労働省老健局長通知) 抄 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(別紙)</p> <p>令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱</p> <p>1 目的 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、本事業により、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するとともに、平時から緊急時に備えた応援派遣体制を構築すること<u>等</u>を目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業内容 (1) ・ (2) (略)</p> <p><u>(3) 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業</u> <u>以下の介護サービス事業所・施設が、感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援する。</u> <u>また、都道府県において当該支援を実施するために必要な経費を補助する。</u></p>	<p>(別紙)</p> <p>令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱</p> <p>1 目的 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、本事業により、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するとともに、平時から緊急時に備えた応援派遣体制を構築することを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業内容 (1) ・ (2) (略)</p> <p>(新設)</p>

ア 対象となる事業所・施設

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、居宅療養管理指導事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

イ 対象経費

(ア) アの対象となる事業所・施設における令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用

(イ) 都道府県における本事業の実施及び指導監督等のために必要となる委託費、役務費、臨時雇用職員の人件費、需用費等

4 その他留意事項

(1) 助成額については、別添3 及び別添4のとおりとする。

4 その他留意事項

(1) 助成額については、別添3のとおりとする。

(2) 助成の申請手続

ア (略)

イ 複数の介護サービス事業所・施設等を有する事業者については、同一の都道府県等に所在する介護サービス事業所・施設等について、一括して申請することができる。

ウ (略)

(3) (略)

(4) 経費の負担

ア (略)

イ (略)

※ 3 (3) の事業については、以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受ける場合は、3 (3) の事業の対象としない。

- ・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所
- ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
- ・訪問看護事業所
- ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
- ・居宅療養管理指導事業所
- ・介護療養型医療施設

【別添1】～【別添3】 (略)

(2) 助成の申請手続

ア (略)

イ 複数の介護サービス事業所等を有する事業者については、同一の都道府県等に所在する介護サービス事業所等について、一括して申請することができる。

ウ (略)

(3) (略)

(4) 経費の負担

ア (略)

イ (略)

(新設)

【別添1】～【別添3】 (略)

【別添4】新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業(基準単価)

(新設)

基準単価(単位:円/事業所又は施設当たり)				事業所・施設の種別(※1)					
(3) 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業				事業所・施設の種別(※1)					
事業所・施設の種別(※1)				事業所・施設の種別(※1)					
通所系	1	通常型	10,000	/事業所	28	地域密着型介護老人福祉施設	定員19人以下	10,000	/施設
	2	通常介護事業所	15,000	/事業所	29		定員20人以上	20,000	/施設
	3		20,000	/事業所	30		定員20人以上	30,000	/施設
	4	地域密着型通所介護事業所(療養型通所介護事業所を含む)	10,000	/事業所	31		定員20人以上	40,000	/施設
	5	認知症対応型通所介護事業所	10,000	/事業所	32	介護老人保健施設	定員20人以上	50,000	/施設
	6		10,000	/事業所	33		定員20人以上	60,000	/施設
	7	通所リハビリテーション事業所	15,000	/事業所	34		定員20人以上	70,000	/施設
	8		20,000	/事業所	35		定員20人以上	30,000	/施設
短期入居系	9	短期入居生活介護事業所	10,000	/事業所	36		定員20人以上	40,000	/施設
	10	短期入居介護療養型介護事業所	定員20人以下	5,000	37	介護医療院	定員20人以上	50,000	/施設
	11		定員21人以上	10,000	38		定員20人以上	60,000	/施設
	12		10,000	/事業所	39		定員20人以上	70,000	/施設
訪問系	13	訪問介護事業所	訪問回数1,000回以上	10,000	40		定員20人以上	30,000	/施設
	14		訪問回数1,001回以上	15,000	41		定員20人以上	40,000	/施設
	15		訪問回数2,000回以上	20,000	42	介護療養型医療施設	定員20人以上	50,000	/施設
	16	訪問看護事業所		10,000	43		定員20人以上	60,000	/施設
	17	訪問リハビリテーション事業所		5,000	44		定員20人以上	70,000	/施設
	18	認知症対応型訪問介護療養型事業所		10,000	45	認知症対応型生活介護事業所	定員18人以下	10,000	/事業所
	19	認知症対応型訪問介護事業所		10,000	46		定員18人以上	15,000	/事業所
	20	居宅介護支援事業所		10,000	47		定員19人以下	10,000	/事業所
	21	居宅介護管理指導事業所		5,000	48		定員20人以上	20,000	/事業所
	22	小規模多機能型居宅介護事業所		10,000	49		定員20人以上	30,000	/事業所
多機能型	23	小規模多機能型居宅介護事業所		10,000	50	特定施設入居者生活介護事業所	定員60人以上	40,000	/事業所
	24		定員39人以下	30,000	51		定員40人以上	50,000	/事業所
	25		定員40人以上	40,000	52		定員40人以上	60,000	/事業所
	26		定員40人以上	50,000	53		定員40人以上	70,000	/事業所
入居型等、居宅系	27	介護老人福祉施設	定員20人以上	60,000	54		定員100人以上	70,000	/事業所
	28		定員20人以上	60,000	55	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	定員19人以下	10,000	/事業所
	29		定員20人以上	70,000	56	介護事業所	定員20人以上	20,000	/事業所
	30		定員20人以上	70,000					
対象経費				令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用					
助成額				・1事業所・施設につき基準単価まで助成することができる。 ・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の差(支出額)と比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てたものとする。					

※1 事業所・施設について、令和3年10月から12月までの間に指定を受けている(※2)であり、休業中のものを除く。また、

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～56)により助成する。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常型)と、訪問型は訪問介護事業所、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同一とするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～56)により助成する。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断する。
- ・訪問介護の訪問回数については、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び認知症専従介助の合計数を判断する。
- ・短期入居療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び認知症対応型生活介護事業所の定員については、助成の申請時点で判断する。

※2 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

- ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
- ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である訪問入居療養介護事業所
- ・訪問看護事業所
- ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
- ・居宅介護支援事業所
- ・介護療養型医療施設